

新BIS規制案の概要

金融庁
日本銀行

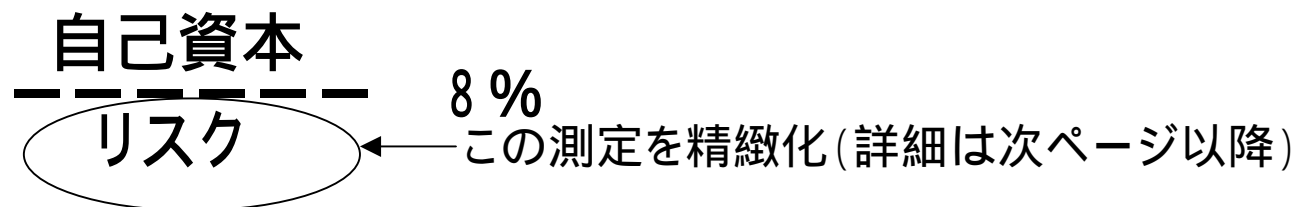
2004年10月

新BIS規制案：検討の経緯と今後の予定

- 1988年 現行BIS規制
- 1996年 市場リスク規制(ディーリング業務のリスク等)
- 1998年～ BIS規制の見直し作業
 - 1999年 6月 1次案 バーゼル委員会による市中協議
 - 2001年 1月 2次案 市中協議
 - 2003年 4月 3次案 市中協議
 - 2003年10月 一部修正案 市中協議
 - 2004年 5月 プレスリリース(残された論点について一致)
 - 2004年6月26日 新BIS規制案(「最終文書」)の公表
- 今後の予定 -
 - 2005年末 内部格付手法等の予備計算開始
(比率の公表はせず)
 - 2006年末(以降) 新規制の適用開始
(先進的な手法は2007年末から)

「BIS規制」見直しの3つの柱

- 1) 第1の柱
リスク計測の精緻化



- 2) 第2の柱
銀行自身による自己資本戦略の策定

(金利リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクへの対応も含めて十分な備えがあるか)

当局によるレビュー

- 3) 第3の柱
開示の充実(自己資本の構成やリスク計測の方法など)

市場規律

第1の柱:リスク(自己資本比率の分母)をより正確に計算

信用リスク

(貸倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

市場リスク

(トレーディング業務のリスク等)

現行規制のまま

オペレーショナル・リスク

(事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

以上全体の合計で、全世界ベースで見ても、平均的には現行規制と概ね同じ所要自己資本額の水準に

信用リスク計測の精緻化のイメージ

現状

一律のリスクウェイトを適用

事業法人、個人(100%)

住宅ローン (50%)

銀行(OECD所在) (20%)

政府向け(OECD加盟国)(0%)



銀行の選択肢

見直し後

標準的手法

(現行規制を一部修正)

内部格付手法

- 基礎的アプローチ
(デフォルト確率を銀行が推計)

内部格付手法

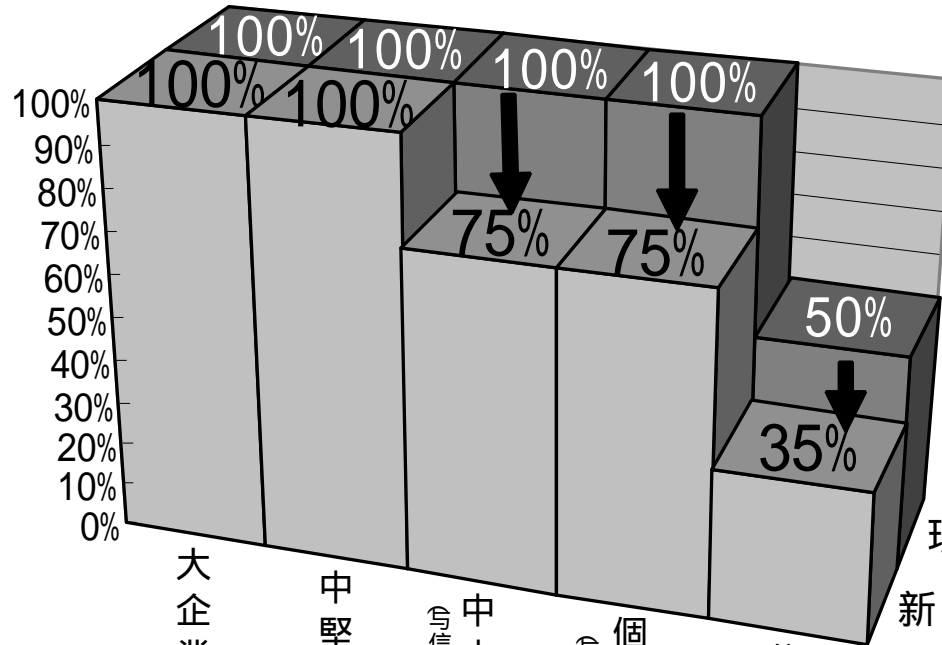
- 先進的アプローチ
(デフォルト確率に加え、デフォルト時損失率等も銀行が推計)

標準的手法のリスクウェイト

自己資本

8%

与信額 × リスクウェイト



地銀大手の事業性資金貸出の先数の8割程度、残高の1 - 2割をカバー

自国国債（自国通貨建て）のリスクウェイトは各国裁量で0%を適用可。

外国国債等はOECD輸出信用格付ないし格付会社格付を用いウェイト付け（AA格0%、A格20%、BBB格50%）。

インターバンク与信は設立国ないし銀行の格付を用いてウェイト付け。

地方公共団体は国債ないし銀行のウェイト付け方法に準拠（0%も可）。

事業法人については、格付に応じて20～150%とする手法も選択可。

現行規制

新BIS規制案の「標準的手法」

内部格付手法の仕組み

与信のリスク特性

借手の今後1年間の
予想デフォルト確率
(= デフォルトは要管理先以下に相当)
(= PD)

デフォルト時の損失率
(= 1 回収率。担保でカバーされてい
れば減少)
(= LGD)

デフォルト時の与信額
(コミットメントラインを供与していれ
ば現在の与信額より大)
(= EAD)

インプット

その他、与信の残存期間も考慮。なお、陰影が付されているものについては、先進的アプローチの場合、銀行が推計を行い、基礎的アプローチの場合、当局が設定。

リスクウェイト関数式 (貸出先の分散効果を反映)

関数式
売上高50億円以上
の企業への与信

関数式
売上高50億円未満の
企業への与信

(企業規模に応じ、最大
で より2割軽減)

関数式
・与信額1億円未満の
企業向け与信(リテール管理
されているもの)
・ 以外の個人向け
与信

(より更に削減)

関数式
リボルビング型
消費者信用

(より更に軽減)

関数式
住宅ローン

所要自己資本額

引当率の低い不良債権は加重、 引当率の高い不良債権は軽減

企業向け不良債権額を100とした場合の所要自己資本額

内部格付手法（基礎的アプローチ）

（要管理先以下債権）

引当率		0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	無担保融資	45	25	10	0
	不動産担保付	35	15	0	0

不動産担保が債権額の140%以上ある場合。

標準的手法

（90日超延滞債権）

引当率		0%	20%	50%
所要自己資本額		12	6.4	2

不動産担保は勘案されない。

（参考）現行

引当率		0%	20%	50%
所要自己資本額		8	6.4	4

不動産担保は勘案されない。

オペレーショナル・リスク (事務事故や不正行為などに よって損失が発生するリスク) の計量化

銀行の
選択肢

- **基礎的指標手法**

銀行全体の粗利益に一定の掛け目 (15%) を適用。

- **標準的手法**

ビジネスライン (8 つに区分) 毎の粗利益にそれぞれ異なる掛け目 (12%、15%、18%) を適用し合算。

- **先進的計測手法**

過去の損失実績等を基礎に、損失分布手法、スコアカード手法など、銀行自身が用いているリスク評価手法を用いて所要自己資本額を計測。
分析やリスク管理の質などに関する基準を満たすことが利用の条件